

山梨県空家対策市町村等連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 空き家等の対策に取り組む市町村を支援することを目的とし、県、市町村及び別表の団体等（以下「団体等」という。）の連絡調整を図るため、山梨県空家対策市町村等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に関連する業務に関すること
- (2) 空き家等対策についての情報の収集、連絡調整に関すること
- (3) 空き家等に関する対策を実施する場合の協議、相談に関すること
- (4) その他必要な事項

(構成等)

第3条 連絡調整会議の構成員は、県、市町村及び団体等をもって組織する。

- 2 連絡調整会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 連絡調整会議の事務局は、山梨県県土整備部住宅対策室に置く。

(連絡会議)

第4条 連絡調整会議は、事務局が招集し、これを主宰する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営等に関し必要な事項は、連絡調整会議での協議により定める。

附則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。

別表（構成員）

団体等名
甲府地方法務局
山梨県弁護士会
山梨県司法書士会
山梨県行政書士会
東京地方税理士会山梨県会
公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
一般社団法人山梨県不動産鑑定士協会
山梨県土地家屋調査士会
一般社団法人山梨県建築士会
独立行政法人住宅金融支援機構
一般社団法人移住・住みかえ支援機構